

徳島県告示第百九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

処分をした 年月日	処分を受けた者		処 分 の 内 容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和五年八月三十日	有限会社ジャスト・ライフ 鳴門市撫養町黒崎字松島一四〇番地四 喜羽 賢二	徳島県知事許可 （般・〇二） 第七〇九九号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同 十月三日	後藤工業株式会社 板野郡藍住町奥野字西中須一〇五番地一 後藤 佳史	同 （般・三〇） 第七〇五四号	同 （建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可）	同
同	株式会社トクダイ 徳島市万代町五丁目七五番地の六 内藤 理	同 （般・〇一） 第一六六一号	同 （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同	株式会社大産工務店 板野郡藍住町東中富字龍池傍示七番地一 阿部 義弘	同 （般・〇四） 第一〇〇一号	同 （建築工事業に関する一般建設業許可）	同
同	有限会社近藤建設	同	同	同

		徳島市北佐古二番町一番一六号 近藤 哲	(般・〇四) 第七四四号	(土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業許可)	
同 四日		松岡電機商会 那賀郡那賀町木頭出原字シモマ チ三五番地一 松岡 豊司	同 (般・〇一) 第一三二三号	同 (電気工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十三日		有限会社エィムエース 三好市井川町井内東四五八八番 地一 大山 伸二	同 (般・〇二) 第六三二三号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同
同 月六日 十一		有限会社芝山建設 鳴門市撫養町木津九〇番地の五 芝山 徹	同 (般・〇一) 第一四〇六号	同 (造園工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十四日		輝産業株式会社 徳島市住吉一丁目六番一六号 宮崎 旬輝	同 (般・〇三) 第七〇四八四号	同 (塗装工事業に関する一般建設業許可)	同
同		株式会社電友社 徳島市佐古五番町六番一〇号 野口 義之	同 (般・〇三) 第一四六九号	同 (電気通信工事業に関する一般建設業許可)	同
同		同	同 (特・〇三) 第一四六九号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、 鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事 業及び水道施設工事業に関する特定建設業許可)	同
同 月七日 十二		有限会社榮原建設 吉野川市鴨島町山路九〇二番地 七 前垣 浩子	同 (般・〇三) 第七二〇六号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十三日		株式会社サンコー工業 徳島市国府町和田字七反田一番 地五	同 (般・三〇) 第七〇四二号	同 (電気工事業及び管工事業に関する一般建設業許可)	同

	同 十四日	平山 明憲 有限会社幸土建 名西郡石井町高原字池北二四二番地の一 仁木 幸生	同 (般・〇二) 第六三六〇号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同
	令和六年一月二十九日	株式会社司工務店 徳島市末広一丁目三番二四号 森本 桂次	同 (特・〇一) 第一四〇三号	同 (左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業許可)	同
同 三十日	株式会社イシイ 名西郡石井町高川原字高川原七一番一 竹内 正博	同 (特・〇四) 第七七六三号	同 (建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業許可)	同	同